

広島県訓令第第八号

本 庁  
地 方 機 関

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（広島県石油コンビナート等防災本部の本部員<br/>の指名及び幹事の任命）<br/>第二条（略）<br/>2（略）<br/>一―三（略）<br/>四 地域政策局公共交通政策課長<br/>五―十一（略）</p> <p>（広島県広島港地方港湾審議会の委員の任命）<br/>第三十条 広島県地方港湾審議会条例（昭和四十九年広島県条例第三十七号）第三条第二項の規定により、土木建築局空港港湾担当部長の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命する広島県広島港地方港湾審議会の委員として任命する。</p> <p>（広島県尾道糸崎港地方港湾審議会の委員の任命）<br/>第三十一条 広島県地方港湾審議会条例第三条第二項の規定により、土木建築局空港港湾担当部長の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命する広島県尾道糸崎港地方港湾審議会の委員として任命する。</p> <p>（広島県福山港地方港湾審議会の委員の任命）<br/>第三十二条 広島県地方港湾審議会条例第三条第二項の規定により、土木建築局空港港湾担当部長の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命する広島県福山港地方港湾審議会の委員として任命する。</p> <p>（広島県都市計画審議会の幹事の任命）<br/>第三十三条（略）<br/>一―七（略）</p> | <p>（広島県石油コンビナート等防災本部の本部員<br/>の指名及び幹事の任命）<br/>第二条（略）<br/>2（略）<br/>一―三（略）<br/>四 地域政策局交通対策担当課長<br/>五―十一（略）</p> <p>（広島県広島港地方港湾審議会の委員の任命）<br/>第三十条 広島県地方港湾審議会条例（昭和四十九年広島県条例第三十七号）第三条第二項の規定により、土木建築局総括官の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命する広島県広島港地方港湾審議会の委員として任命する。</p> <p>（広島県尾道糸崎港地方港湾審議会の委員の任命）<br/>第三十一条 広島県地方港湾審議会条例第三条第二項の規定により、土木建築局総括官の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命する広島県尾道糸崎港地方港湾審議会の委員として任命する。</p> <p>（広島県福山港地方港湾審議会の委員の任命）<br/>第三十二条 広島県地方港湾審議会条例第三条第二項の規定により、土木建築局総括官の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命する広島県福山港地方港湾審議会の委員として任命する。</p> <p>（広島県都市計画審議会の幹事の任命）<br/>第三十三条（略）<br/>一―七（略）</p> |

十九八 土木建築局建設企画担当部長  
(略)  
土木建築局建築技術担当部長

九八 土木建築局建築技術担当部長  
(略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。